

# ⑤空き家除却支援補助



老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した  
空き家の解体費用の一部を補助します。

補助対象者

老朽空き家の所有者など

対象空き家

市内にある空き家及び空き店舗

補助額等

空き家を除却（解体・撤去）する費用  
(補助限度額: 10万円, 補助率 1/10)

提出書類

補助申請時 事業実施前

- ①交付申請書
- ②解体費等の見積書（写し）等
- ③空き家の現在の所有者が確認できるもの  
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④工事計画書
- ⑤解体工事業等の許可証の写し
- ⑥建築リサイクル届出書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)
- ⑦市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑧その他市が必要と認めた書類（誓約書等）

実績報告時 事業完了後

- ①事業実績書
- ②解体費等の領収書（写し）
- ③空き家の除却前・中・後の写真
- ④再資源化等報告書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)

条件

江田島市に登録された空き家であること  
市内事業者で解体を行う者

注意点

申請前に都市整備課に相談すること  
補助申請後、交付決定を受けた会計年  
度の3月10日までに実績報告すること  
交付決定後に、申請内容や補助金額を  
変更するときは、事業計画変更承認申請  
書の提出が必要になります

危険家屋除却補助との併給は不可

お問い合わせ先 江田島市土木建築部

都市整備課 TEL0823-43-1647